介護用品給付を申請される方へお願い

佐久市高齢者福祉課

① 申請者から市指定業者に見積書の作成を依頼していただきますが、事前に給付を希望する介護用品を決めておいてください。

(紙おむつ、尿とりパッド等のメーカー、種類等)

② 対象品目について

- 紙オムツ ・尿とりパッド ・防水シーツ ・使い捨て手袋
- ・清拭剤 ・ポータブルトイレ用防臭剤 ・ドライシャンプー
- ・ウロガード ・口腔ケア用品(スポンジ等使い捨てのもの)

対象外の品目

- ティッシュウエットティッシュ医薬品
- パジャマ安心パンツ(紙オムツでないもの)吸い飲み
- ・ お部屋の消臭剤 等
- ③ 複数業者に見積作成を依頼する方がおられますが、購入しない 業者への断り等の連絡は、自己責任で行っていただきますようお 願いします。

(裏面もご覧ください)

介護用品給付事業給付決定された方へ

① 手続き終了後、給付が可と認められた方には、給付決定通知書を送付します。

見積書を作成していただいた業者様にも、お知らせしてありますので、<u>電話等でご連絡いただき、納品等について打ち合わせを</u> お願いします。

② 給付決定後、状態の変化等により、給付品目を変更する場合⇒決定時の給付限度額内であれば変更可能です。業者様とよくご相談いただくようお願いいたします。

③ 介護用品の返品について

状態等の変化により、既に給付された介護用品を使用しなかった場合、一旦給付されたものについては、<u>申請者(給付決定された方)ご自身で対処いただきますようお願いいたします。</u>